

保育料は保護者の所得税等の合計額で算定します

保育料徴収金額表が変わりました

● 保育料徴収金額

保育料徴収金額表に第8階層区分を設けました。(下表のとおり)

● 年齢の判定基準

平成21年度までは、入所月初日で年齢を判定していました。平成22年度からは、入所月に関わらず4月初日を基準として年齢を判定します。

【参考例】

5月1日で満3歳を迎えるお子さんが6月に入所する場合でも、保育料は2歳児として判定します。

問 こども部 未来課

☎ (23) 9215

担当: 浦川

単位: 円

階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯及びその他支援給付受給世帯	0	0	0	
第2-1	第1階層及び第4~8階層を除く前年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯 母子世帯等	0	0	
第2-2		市町村民税 非課税世帯	7,000	5,000	5,000
第3-1	第1階層を除く前年度分の所得税課税世帯で所得税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 課税世帯 母子世帯等	15,000	12,000	12,000
第3-2		市町村民税 課税世帯	16,000	13,000	13,000
第4-1	第1階層を除く前年度分の所得税課税世帯で所得税額が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	21,000	19,000	19,000
第4-2		20,000円以上 40,000円未満	26,000	23,000	21,000
第5-1		40,000円以上 71,500円未満	33,000	26,000	24,000
第5-2		71,500円以上 103,000円未満	36,000	30,000	27,000
第6-1		103,000円以上 258,000円未満	48,000	34,000	28,000
第6-2		258,000円以上 413,000円未満	55,000	36,000	30,000
第7		413,000円以上 734,000円未満	60,000	36,000	30,000
第8		734,000円以上	65,000	36,000	30,000

同一世帯から2人以上の就学前児童を保育所等に入所させる場合は、1人目は全額、2人目は半額、3人目以上は無料になります。

平成22年度 新規採用職員(14人)・人事交流職員(2人)

よりよい市政をめざし頑張ります!

